

年 月 日

追手門学院大学  
学長 川原 俊明 殿

所 属: 学部 学科

学籍番号:

学生氏名: ㊞

## 誓 約 書

私は、国際交流教育センターで実施する2019年度春期短期海外セミナー(オーストラリア・パース)へ参加するにあたり、その趣旨を理解し、次の事項において保証人連署・捺印の上、遵守することを誓約いたします。なお、誓約事項に違背した場合は、追手門学院大学の派遣資格ならびに奨学金資格の取消しや、追手門学院大学(以下「本学」という)の支援を受けることができなくなることに對して異議の申し立てをいたしません。

1. 本学の代表である参加者として、十分な自覚と責任のもとに行動し、渡航先において学業に精励する。
2. 参加者として選抜された後は、就職活動、履修事情、経済的事情等の個人的な理由や、本学が正当と認める理由以外での辞退はしない。
3. 参加者として選抜された後は、本学が定める所定のオリエンテーション、事前・事後研修授業等に正当な理由なく欠席しない。
4. 渡航先機関の事情によって受け入れが許可されない場合は、異議申し立てをしない。
5. 渡航に際して、出発日から帰国日までを保険期間とする本学指定海外旅行保険(個人賠償補償、上限300万円の既往症対応応急費用・救援を含む)に加入する。また、渡航先機関より保険に加入することを求められた場合は、双方の保険に加入する。
6. 渡航に必要な諸手続き(留学先機関に提出する各種書類の作成、パスポートおよびビザの取得、本学所属学部における手続き等)は事前に十分確認し、自らの責任において行う。
7. 渡航にかかる諸費用等(旅行代金、海外保険料等)は、定められた期限までに支払う。
8. 心身ともに渡航に十分耐えうる健康状態である。申し込み時または渡航前に健康上の留意点がある場合は申込書類に記入するとともに、健康面においてプログラムの参加に支障がないことを示す、医師からの診断書を提出する。
9. 渡航前に健康状態が悪化し、医師よりプログラムへの参加が適当でないと判断された場合は、その結果に従う。その際における渡航のキャンセル等に関わる一切の費用負担は、学生本人または保証人の責任において行う。
10. 渡航中に傷病、その他の理由により健康状態(メンタル面を含む)に何等かの問題が生じ、プログラムの継続が困難であると判断された場合は、速やかに日本へ帰国する。また、これらの事態に伴う治療は医師の判断に従う。帰国(帰国手配や搬送等)に関わる費用負担において海外旅行保険が適用されない場合は、一切の費用負担を参加者または保証人の責任にお

いて行い、関係機関、本学、その関係者に費用負担ならびにその他の責任を追及しない。

11. 渡航先機関において、性行不良と判断された場合は、本学および渡航先機関両者の決定によって途中帰国の措置を取ることに異議申し立てをしない。途中帰国する場合は、それに関わる一切の費用負担を、学生本人または保証人の責任において行う。
12. 滞在する国(地域)の状況(戦争・テロ・政変・治安・疫病・自然災害等)により、本学が学生本人の安全を第一と考え、海外渡航の中止・延期または早期帰国を決定した場合は、本学の指示に速やかに応じる。その際に発生する追加費用は、学生本人または保証人が負担する。
13. 渡航中の戦争、テロ、政変、治安、暴動、災害、事故、疾病、犯罪、不慮の災難等、本学が関与し得ない事由による損害について、本学およびその関係者に損害賠償ならびにその他の責任を追及しない。
14. 参加者個人の諸事情により、出発前やプログラム参加中に滞在先を変更しない。また、滞在先の諸事情により、出発前やプログラム参加中に滞在先が現地手配側により変更されることに異議申し立てを行わない。滞在先施設の保全、防火、防災、保健衛生等に留意するとともに、滞在に関わる契約上の問題、事故やトラブル(迷惑行為、目的外使用、破損滅失等)によって生じた損害ならびにそれに関わる賠償については、参加者または保証人の責任において一切を対処する。
15. 渡航中は、本学の承認なく一時帰国または派遣先以外の国・地域に渡航しない。
16. いかなる場合も車両(自転車を含む)の運転をしない。
17. プログラムの参加について、参加者と保証人が提供する情報、成績および生活情報等の個人情報、プログラムの運営および参加者の安全を守るために本学と研修先両者で共有、利用することに同意する。また、参加者に関する渡航中の事故・被害情報について、本学と渡航先機関両者、保険会社、本学が業務委託する危機管理支援会社、関係省庁および在外公館が、事故時の対応や参加者および保証人との連絡のために共有、利用することに同意する。
18. 日本国および滞在国(地域)の法令ならびに慣習や、本学および渡航先機関の規則を遵守し、公序良俗に反することのないように注意する。また、滞在先の寮則やハウスルールを遵守、尊重して行動する。なお、日本国と滞在国の法令については、より厳格な事項を適用する。
19. 留学中は留学先機関の指導教員や職員の指示に従う。
20. 保証人は、本誓約書記入時点において、本学に自らの保証人として登録している者と同一である。また、本誓約書提出後に保証人が変更となった場合は、速やかに報告し、改めて署名押印を得る。
21. 単位認定には、定められたオリエンテーション、事前・事後研修や現地研修等を修了する必要があることを了承する。

以上

保証人は、この誓約に同意し、学生本人が誓約事項を遵守することを保証します。

保証人氏名:

Ⓜ

※保証人氏名の印鑑は、学生の印鑑と別の物を使用すること